

大分県 公文書館だより



第28号
令和3年3月



写真①



写真②



写真③

戦時下のくらし ～児童愛護・防空展覧会～

本年度は、戦後七五年を迎えています。所蔵する公文書や寄託・寄贈を受けた文書等から戦時下のくらしを伝える資料をご紹介します。

こどもの「健康と幸福」は今も昔も私たちの変わらぬ願いです。大正時代から始まった児童保護の全国的な盛り上がりは、やがて「児童愛護運動」につながり、様々な啓蒙活動が行われています。

特に昭和一五（一九四〇）年は神武天皇即位から二六〇年目の記念の年にあたり、五月五日を中心に、一か月間にわたって健康相談会・優良児童審査会・映画会・講演会等が開催されました。（写真①）

しかし、戦争が進むにつれて、こどもの「健康」は兵力増強目的に変容し、「幸福」は抜け落ちていきます。こどもの成長に必要な乳製品も配給制となり、乳幼児や医師等の認定を受けた妊産婦・病弱者は配給を受けることができましたが、必要量にはまったく足りないものでした。（写真②）

戦争の影は様々な場面で人々の生活に忍び寄ってきます。昭和一二（一九三七）年、空襲の被害を軽減するため、灯火管制や消防等について定めた「防空法」が公布されました。県や村では灯火管制の方法や警備配置等を取り決め、防空演習や警防の計画書を作成し、人々はバケツや葎わらや梯子はしこを使った消火訓練を重ねました。また、県は防空思想普及のため、「国民防空展覧会」を昭和一三（一九三八）年一月一日～二〇日に大分市竹町の一丸デパートで開催しました。（写真③）中央のステッキを持っている人物は、第三二代県知事の粟屋仙吉氏です。

国勢調査一〇〇年 〜国勢調査から見た大分県〜

令和二（二〇二〇）年は、国勢調査が始まって百周年の節目の年でした。ここでは、当館所蔵の資料から、大分県を中心に国勢調査の変遷等について紹介します。

① 国勢調査の国レベルでの 法令の整備・変遷

国勢調査は、今から百年ほど前の大正九（一九二〇）年に第一回目を実施されました。もともと第一回目を実施するまでには紆余曲折がありました。実は「国勢調査二関スル法律」(1)は当初、第一回目の実施から遡ること二〇年近く前の明治三五（一九〇二）年に制定されていきました。この時は、明治三七（一九〇四）年に日露戦争が勃発し、戦費調達による財政難から、予定の明治三八（一九〇五）年調査は幻に終わりました。法律も同年改正され、第一回目実施の日程は明記されず、一旦無期限延長の形になりました。

近年の国勢調査は、昭和五五（一九八〇）年制定の政令「国勢調査令」(2)に定める手続によって実施されており、昨年行われた国勢調査もこれに基づいて行われました。

② 大分県及び県内郡市町村の役割

(イ) 国勢調査開始当初の役割

大正九（一九二〇）年当時の「国勢調査施行令」に基づき、大分県が県内の郡や市、町村を指揮監督するために定めたのが「国勢調査事務細則」(3)です。これには国勢調査の取りまとめの日程等が決められていますが、大正九年の同細則によると、第六条で「府県知事八内閣総理大臣の命ヲ承ケ府県内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス」とあり、知事は総理大臣の命を受けて、府県内の国勢調査の執行の指揮監督を行うことが定められています。また第七条では知事が郡長に命じて「郡内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督」し、第九条では町村長が郡長の「指揮監督」を受け、「町村内ノ調査ノ執行ヲ管掌スル」ことも定められています(4)。県内東国東郡熊毛村では、設置義務規程は無かったものの、助役が第二回国勢調査主任という役割に、そして同村書記数名も国勢調査係に任命されました(5)。

また、国勢調査の費用については、大正九年「歳出」決算書によれば、大分県では一括して県の歳費に入れ、その後市町村に国勢調査費市町村交付金として交付されていました(6)。

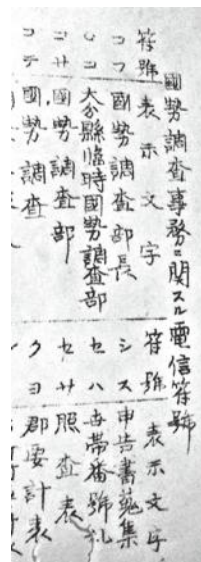
(ロ) 郡制廃止後の役割

近代日本の地方行政では大正一五（一九二六）年六月三〇日に一つの転機を迎えます。それが郡制の廃止です。当館には、南海部郡（現佐伯市域）から県に文書が移管されたことを示す目録が残されています。その目録(7)中には、「大正十四年 国勢調査一件」や「大正十四年統計一件」といった簿冊名が見えます。

郡制廃止に伴い、県の事務細則の変更も必要になります。大正一四（一九二五）年までの「国勢調査地方事務取扱細則」には、町村に臨時国勢調査係を設けるよう定められていませんが、昭和五（一九三〇）年「同細則」(8)になると初めて、町村に臨時国勢調査係を設けなければならない旨の規定が登場します。また大分県では、調査のたびに、国勢調査実施本部が設置されています(9)。

(ハ) 調査開始当初の災害・疾病等への備え

調査開始当初の日本社会では、コレラや天然痘が流行し、地震や台風などの天災に見舞われることもありました。当時はまだ電話が各家庭に普及していなかったため、県と市や郡、町村との緊急時の連絡には、当時最先端だった電信網などで対応することとし、速やかな連絡のため、予め符号を取り決めていました(10)(写真①)。

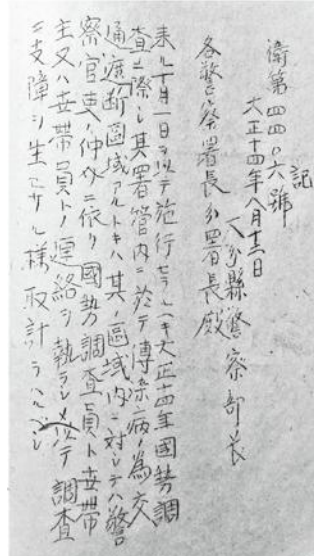


写真①

例えば「国勢調査」は、「コクセイ」と「テウサ（チヨウサ）」の漢字の音読み頭の音の組合せの「コテ」としていました。

また、大正一四（一九二五）年の東国東郡では、大正九（一九二〇）年神戸を中心としコレラが大流行したこともあり、伝染病が発生し交

通が遮断された場合に備え、有事の際には警察の仲介によって熊毛村など郡内各町村の調査区域の世帯主又は世帯員と連絡を取ることが、大分県警との間で予め取り決められていました(11)(写真②)。



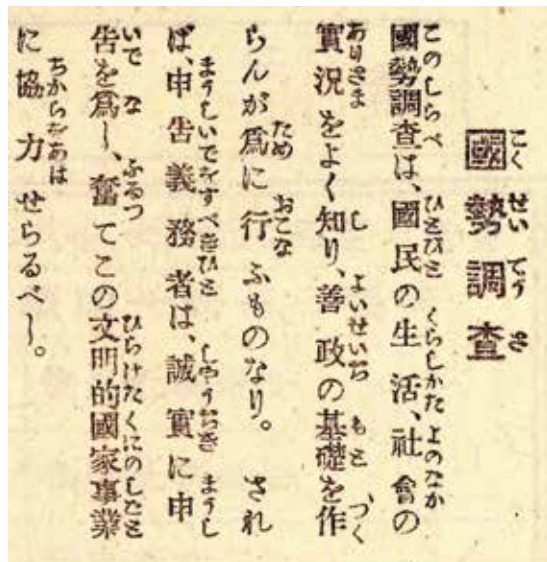
写真②

③ 国勢調査の理解に向けて

近代教育が展開されていたとはいえ、全国各地に浸透していたわけではありませんでした。そのため政府は、国勢調査への理解を深めることを目的として様々な工夫をします。例えば、大正九(一九二〇)年の申告書には、「生活」「社会」や「誠実」といった漢字にはそれぞれ「くらしかた」や「よのなか」「しやうちぎ」(しようちぎ)と、話し言葉で振り仮名が付かれています。漢字に音読みの振り仮名がついていたわけではなかったのです(12)(写真③)。

一方で、当時ラジオでさえ全国放送はまだまだの段階で、当日の日付を確かかつ簡単に確認できる方法もなかったこともあり、国勢調査第一回目の大正九(一九二〇)年一〇月一日未明

には、当日を調査の日だと知らせるために、東国東郡熊毛村では寺院の梵鐘を撞きました(13)。また、国勢調査開始当初の調査員は、名誉職のため無給でした。ただ調査には費用もかかるため、「国勢調査員手当」が支給されました(14)。熊毛村では調査員から提出された領収書が残っています。金額は、大正九(一九二〇)年当時で一人当たり一〜一四円でしたが、人によって多少異なっていたようです。なお、同年下半期の熊毛村に近い中津町での、当時の人が一年間食べる量とされる一石当たり小売米価(下米)は、二九・七九円(15)でした。



写真③

現在の国勢調査は、前述のように昭和五五(一九八〇)年に制定された政令「国勢調査令」に基づき実施されています。昭和五五年当時、県庁北向かいの旧府内城隅櫓(すまぐら)そばに、国勢調査を宣伝するために立てられた広告塔の写真が残さ

れています(16)(写真④)。



写真④

【出典】

- (1) 「国勢調査二関スル法規類」
- (2) 「昭和五五年国勢調査一 国勢調査広報(1)」
- (3) 「大分県報 大正一四年」七月一日等
- (4) 「国勢調査事務二関スル町村長会議提出書」
- (5) 「国勢調査関係書綴」
- (6) 「決算書 自大正六年度至大正一〇年度」
- (7) 「郡廃県移管文書目録 大正一五年」
- (8) 「大分県報 昭和五年」五月六日
- (9) 「例規 規則、規程、訓令(昭和二〜三〇)等」
- (10) 「国勢調査事務二関スル町村長会議提出書」
- (11) 「国勢調査関係書綴」
- (12) 「国勢調査一件綴」
- (13) 「国勢調査一件綴」
- (14) 「国勢調査費領収証綴」
- (15) 「大分県統計書(第一編〜第四編) 大正九年」第三編
- (16) 「昭和五五年国勢調査五 国勢調査広報(5)」

被災公文書の救援業務

令和2年7月7日に発生した豪雨災害（令和2年7月豪雨）により、大分県西部の日田市では河川が氾濫し、日田市役所天瀬振興局で庁舎の一部が浸水するなどの被害を受けました。この状況を受けて、当館では被災状況を確認するため、現地を訪問しました。

天瀬振興局では、川の氾濫により1階の書庫が床上浸水し、床付近に置いてあった資料が水濡れにより被災していました。

現地での作業の後、一部簿冊（7冊）を当館へ持ち帰り、乾燥作業等を行いました。

まず、ファイルから紙文書一枚ずつを取り出し、キッチンペーパーで挟んで吸水作業を行いました。ポケットアルバムに綴じられていた写真については、会議室内にたこ糸を張り、シート一枚ずつをクリップでとめて吊るしました。

扇風機やスポットエアコンで送風しながら乾燥が早まるようにしましたが、完全に乾燥するにはかなりの期間を要しました。

資料乾燥後、ドライクリーニングボックスを使用し、ヘラや刷毛で泥の付着等の汚れを取り、文化財用のウエットペーパーと微酸性電解水を使用してクリーニング及び除菌を行い、最後にフラットニングによりシワやヨレを伸ばして、作業を完了させました。

今回の経験を通して、日頃から、救済業務に対する理解や知識を深めておくこと、必要な資機材を確保しておくことの重要性を再認識しました。

また、これまでに得た知識や技術を記録として残し、今後の災害時に対応できるようにしたいと考えています。



記録史料保存セミナーの開催

令和2年12月3日に、大分県歴史資料保存活用連絡協議会と別府大学の共催による「記録史料保存セミナー」を開催しました。

市町村の文書管理や文化財の担当者を始め、一般市民の方々、別府大学の学生ら約60名にご来場いただき、講演2題と、針谷別府大学教授をコーディネーター、講師2名をパネリストに意見交換を行いました。



「アーキビスト認証の開始について」

国立公文書館 幕田兼治氏

令和2年度から開始した「アーキビスト認証」に関して、アーキビスト認証開始に至る経過や背景、具体的な申請方法等について説明していただきました。「今、まさに公文書管理の重要性が必要とされる時代となっている。行政機関、大学等の皆様には、ぜひ、アーキビストという言葉を広めていただきたい」と強調されました。

「竹田市歴史文化館・由学館のオープンについて」

竹田市歴史文化館 工藤 心平氏

令和2年10月24日にグランドオープンした「竹田市歴史文化館・由学館」。居住人口の減少と高齢化等、旧城下町の課題解決のため、「竹田市都市再生まちづくり基本計画」の変更計画から、歴史文化館をきっかけとした旧城下町の再生に向けた構想の考案など、開館に至るまでの様々な苦労話や、新施設のビジョン、レイアウト等について説明していただきました。

お知らせ

当館は、明治期以降の大分県に関する資料を収集しています。所蔵資料の利用や大分県に関すること、お調べになりたいことなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

なお、資料の利用制限審査のため、利用するまでに日数を要する場合があります。できるだけ、来館前に目的の資料内容等についてご相談ください。

利用案内

利用時間 ▶ 午前9時～午後5時

休館日 ▶ 日曜日・月曜日・年末年始・特別整理期間・

国民の祝日(日曜日または月曜日と重なった場合は火曜日)

編集・発行

大分県公文書館 〒870-0008 大分市王子西町14番1号

TEL ▶ 097-546-8840 FAX ▶ 097-546-8849

H P ▶ <https://www.pref.oita.jp/site/346/>

Mail ▶ a11103@pref.oita.lg.jp

発行日 ▶ 2021(令和3)年3月23日

